雇用者数から当該新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該移転型新規雇用者総数を控除した数（(2)において「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数に一・五を乗じた数を加算した数）とを合計した数を乗じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる金額の合計額

(1)　三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円に、イ(2)に規定する合計した数を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「うち」を「うち、」に改め、「もの（」の下に「前条第一項の規定（同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）又は前条第二項の規定の適用を受ける事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下この項において「要件適格法人」という。）及び第六十八条の十五第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）若しくは第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた」を加え、「おいて第六十八条の十五の二第二項」を「おいてその適用を受けないものとしたならば第六十八条の十五の二第一項の規定の適用があるもの又は同項」に、「ものを」を「もの（以下この項において「要件適格法人」という。）を」に、「同条第二項の規定の適用を受けた場合には、その」を「要件適格法人にあつては前条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受ける事業年度とし、要件適格連結法人にあつては第六十八条の十五第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第六十八条の十五の二第一項の規定の」に、「開始する事業年度）」を「開始する事業年度とする。）」に、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号」に、「同条第三項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つている場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「計算した金額（」の下に「当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該法人の当該適用年度の地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額。」を加え、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、二十万円」とあるのは「二十万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「平成二十三年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）」を「計画の認定」に、「法人にあつては、当該各事業年度以外の事業年度のうち」を「法人の」に改め、「を含む。）」を削り、同項を同項第五号とし、同項第四号中「第八号及び第十一号」を「第十二号及び第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定業務施設　地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第四十二条の十二第五項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定雇用者　次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ　その法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第四十二条の十二第五項第八号を次のように改める。

八　特定新規雇用者数　適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項第十二号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「次号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　基準雇用者割合　基準雇用者数の適用年度開始の日の前日における雇用者の数に対する割合をいう。

第四十二条の十二第五項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　新規雇用者総数　適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前条第一項又は第二項の規定

二　前条第一項の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前条第一項の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

第四十二条の十二第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数、」を削り、同条第九項中「第五項から」を「第四項から」に改め、「又は第二項」を削り、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

3　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の二第一項」と読み替えるものとする。